新たな生活困窮者自立支援制度について

2015.3.9 地域福祉部内研修

志摩市社会福祉協議会 生活支援課

くらしサポートセンターふんばり！

志摩市の現状

志摩市の現状①

志摩市生活保護統計（平成16年度～25年度：10ヶ年）

生活保護世帯数・人員・保護率（‰）の推移

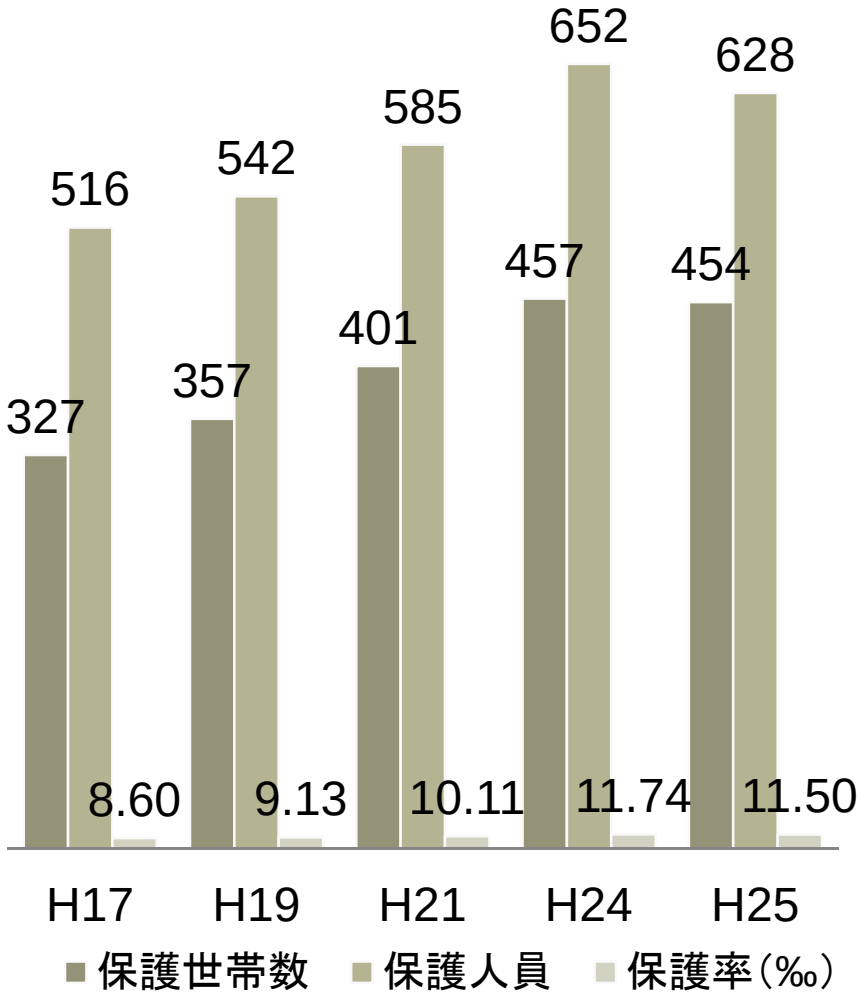

保護世帯別労働力類型別

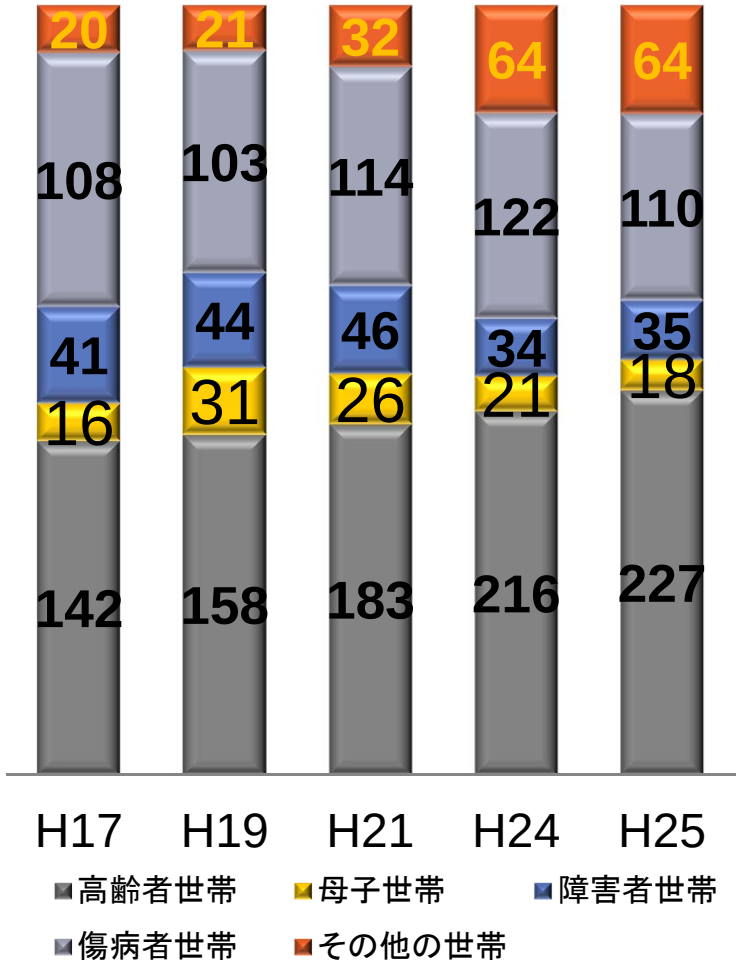

志摩市の現状②　生活保護費の推移

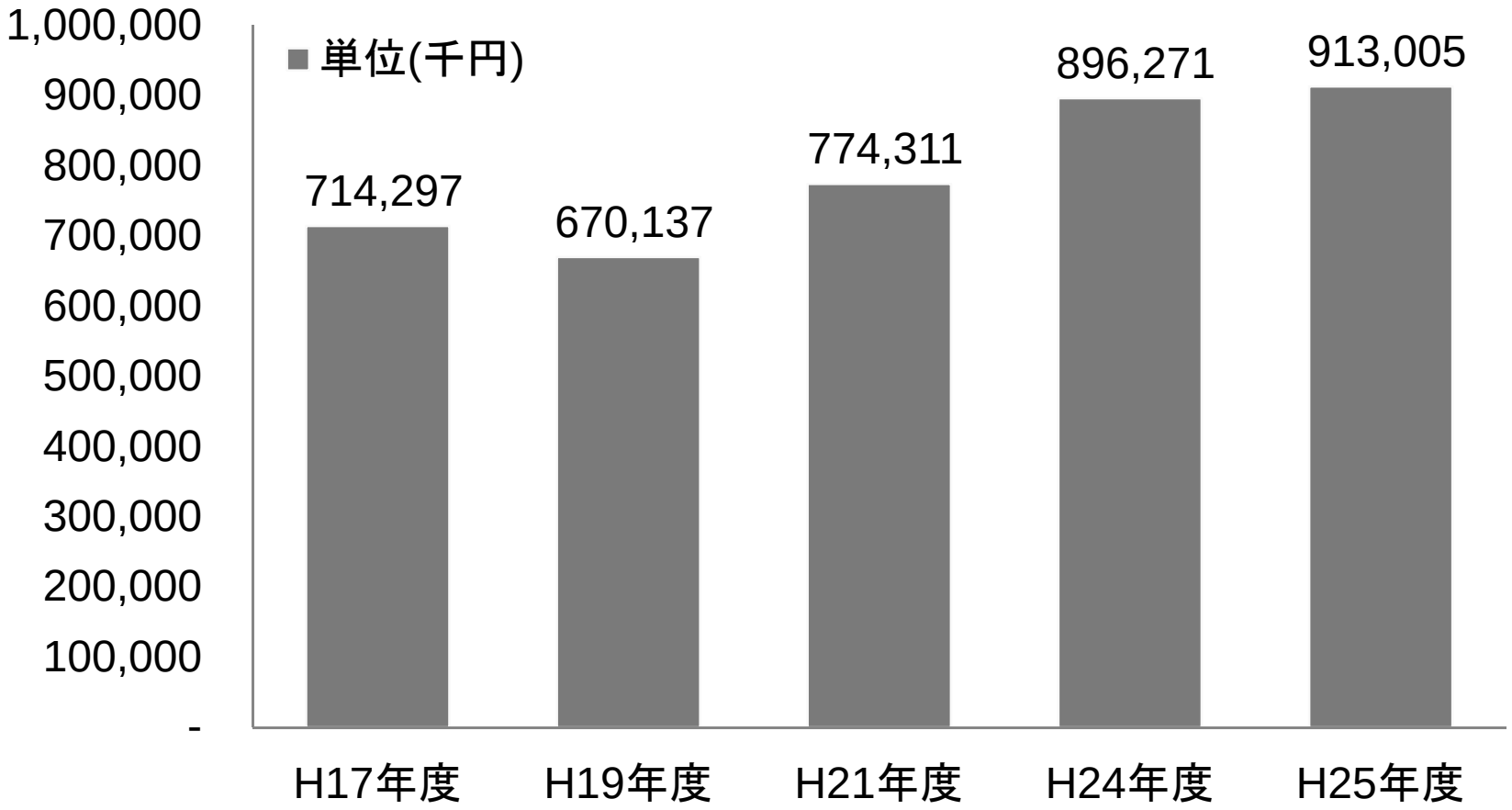

志摩市の現状③　有効求人倍率

公共職業安定所別有効求人倍率の推移（労働市場月報平成25年4月より）

	20年	21年	22年	23年	24年	25年4月	26年12月
津市	11.9	0.59	0.80	0.85	1.07	1.04	2.00
四日市市	0.98	0.42	0.55	0.75	0.86	0.85	1.31
伊勢市	0.87	0.49	0.66	0.72	0.84	0.81	1.18
松阪市	0.89	0.49	0.70	0.77	1.05	0.97	1.31
桑名市	0.96	0.41	0.65	0.78	0.97	0.93	1.30
鈴鹿市	0.78	0.3	0.51	0.64	0.74	0,74	1.24
尾鷲市	0.88	0.68	0.81	0.76	1.05	0.96	1.62
熊野市	0.59	0.46	0.61	0.75	0.93	0.75	1.05
伊賀市	0.65	0.31	0.46	0.71	0.72	0.70	1.46

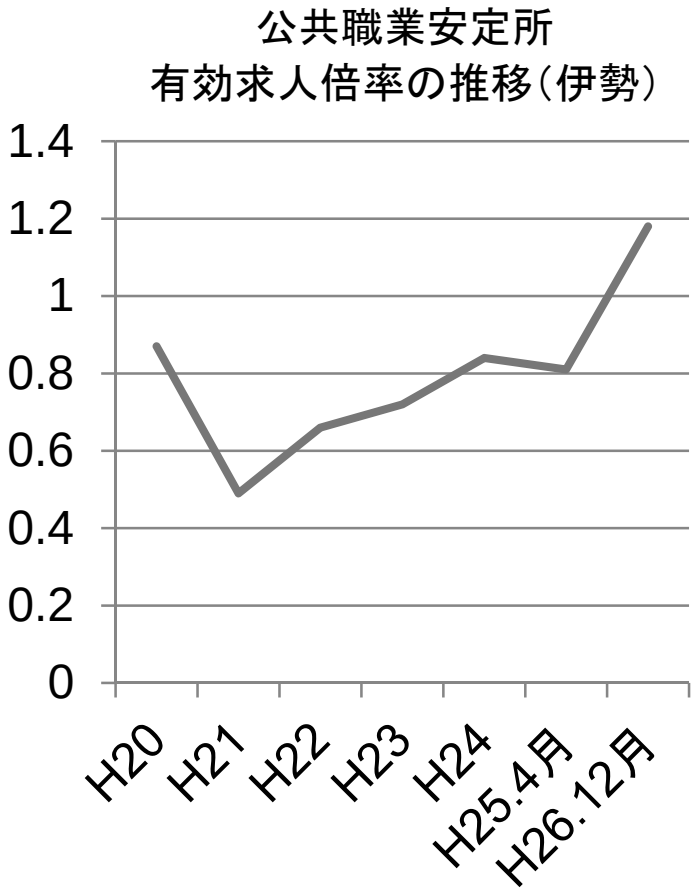

志摩市の現状④　完全失業率

	H17年(2005)			H22年(2010)		
	完　全 失業者数	完　全 失業率	順 位	完　全 失業者数	完　全 失業率	順 位
津市	7,872	5.36%	5	7,673	5.41	5
四日市市	6,810	4.26%	10	6,993	4.37	12
伊勢市	3,649	5.27%	6	4,051	6.17	4
松阪市	4,257	4.86%	8	4,630	5.40	6
桑名市	3,225	4.47%	9	3,561	4.88	8
鈴鹿市	4,296	4.21%	11	4,809	4.75	9
名張市	2,328	5.57%	3	2,565	6.30	3
尾鷲市	573	5.37%	4	469	5.01	7
亀山市	1,047	3.92%	12	1,117	4.23	14
鳥羽市	430	3.47%	14	533	4.68	10
熊野市	541	5.74%	2	580	6.75	2
いなべ市	889	3.52%	13	1,089	4.37	13
志摩市	1,718	5.74%	1	1,867	6.85	1
伊賀市	2,612	4.97%	7	2,246	4.50	11

「統計で見る市区町村のすがた2013」より

2010年

順位	自治体名	完全失業率
1	紀宝町	6.92
2	志摩市	6.85
3	熊野市	6.75
4	南伊勢町	6.74
5	紀北町	6.40
6	名張市	6.30
7	伊勢市	6.17
8	木曽岬町	6.12
9	大紀町	5.79
10	明和町	5.46

「日本☆地域番付」より

生活困窮者自立支援法
立法背景

被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移

生活保護受給者数は約216.7万人であり、平成23年に過去最高を更新して以降増加傾向が続いている。

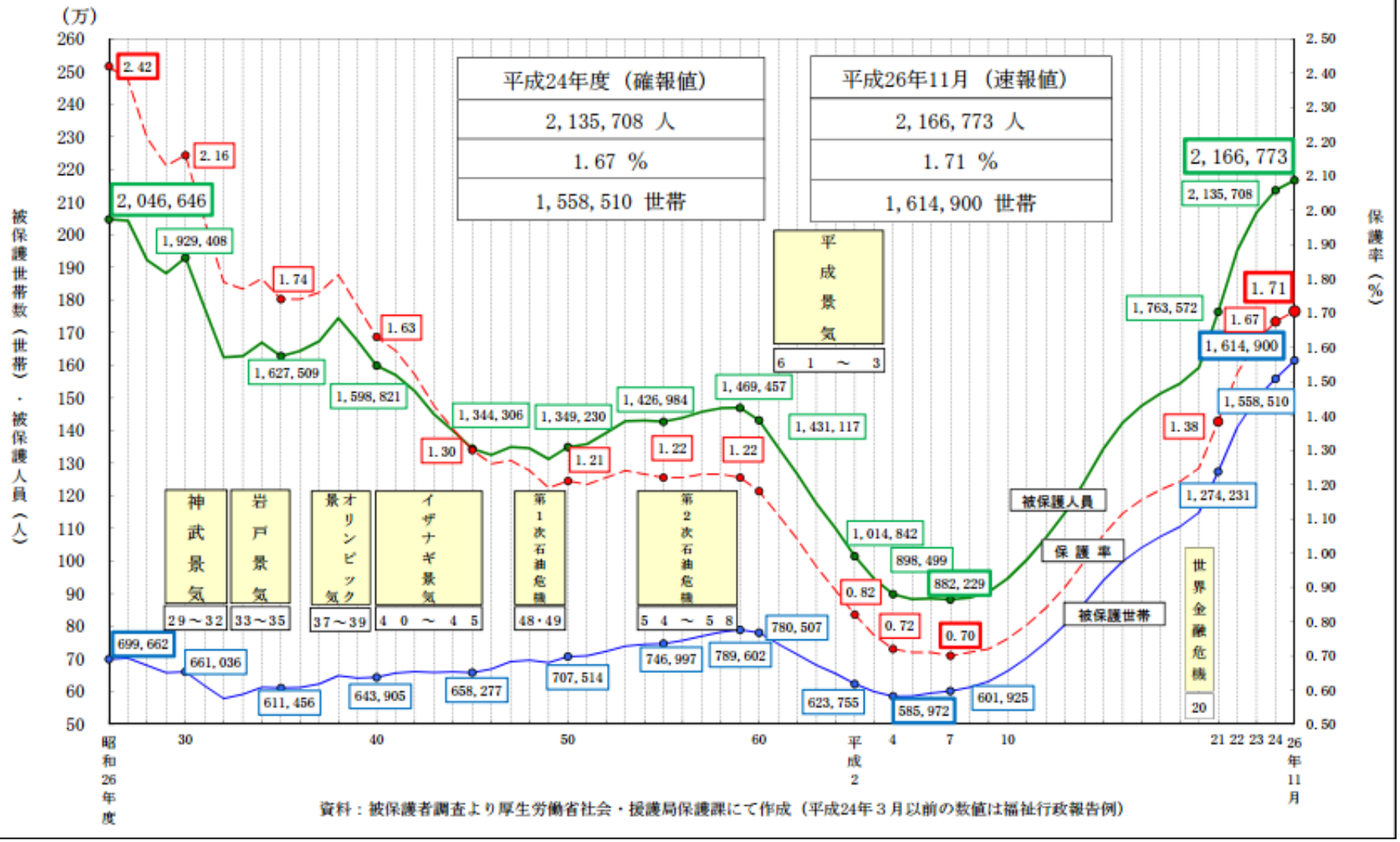

資料：被保護者調査より厚生労働省社会・援護局保護課にて作成（平成24年３月以前の数値は福祉行政報告例）

世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

リーマンショック後、特に稼働年齢層と考えられる「その他の世帯」の割合が大きく増加したが、近年、景気回復等の影響により、「高齢者世帯」が増加傾向であり、「その他の世帯」は減少傾向

◆平成16年度

	被保護世帯総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者世帯	その他の世帯
世 帯 数	997,149	465,680	87,478	349,844	94,148
構成割合（%）	100.0	46.7	8.8	35.1	9.4

資料：平成16年度福祉行政報告例

約3倍増

◆平成26年11月（概数）

	被保護世帯総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者世帯	その他の世帯
世 帯 数	1,606,510	762,678	108,971	455,457	279,404
構成割合（%）	100.0	47.5	6.8	28.4	17.4

資料：被保護者調査（平成26年11月概数）（保護停止中の世帯は含まない。）

世帯類型の定義

高齢者世帯：男女とも65歳以上(平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上)の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯

母子世帯：死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない65歳未満（平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満）の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯

障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯

傷病者世帯：世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯

その他の世帯：上記以外の世帯

（参考）
その他の世帯のうち、年齢階級別にみた世帯人員の構成割合
- ・20～29歳：5.3%
- ・50歳以上：54.0%

（平成24年）

なぜ生活困窮者自立支援制度が必要か

○ 生活保護受給者や稼働年齢層受給者の増加

生活保護受給者数は過去最高を更新中。また、10年前と比較すると、稼働年齢層と考えられる「その他の世帯」が3倍強増になっています。

【生活保護受給者数（全国）】

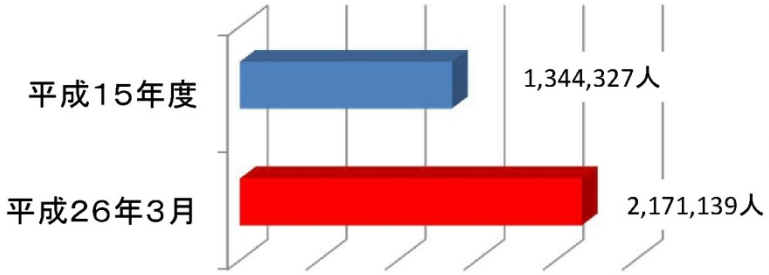

【「その他の世帯」（全国）】

平成15年度
84,941世帯
平成26年3月　3倍強
286,003世帯

※その他の世帯とは、高齢者世帯、母子世帯、傷病・障害者世帯以外の世帯

○ 雇用状況の変化

非正規雇用労働者は、平成12年に26.0%だったものが、平成25年には36.7%に、年収200万円以下の給与所得者も平成12年に18.4%だったものが平成24年には、23.9%に増加しています。

○ その他の困窮リスク

高校中退者は約5.4万人、中高不登校は約15.1万人、ニートは約60万人、引きこもりは約26万世帯となっています。いずれも、人間関係の構築がうまくいかず、困窮状態に至るリスクを抱えています。

このほか、全国的に「血縁」や「地縁」の希薄化も進んでいます。こうした経済社会の構造的な変化の中で、個人は**今や誰もが生活困窮に至るリスクに直面しているといえます。**

「生活困窮者自立支援法の円滑な施行に向けて（平成26年6月厚生労働省社会・援護局）」資料引用

生活保護を受給し続けた場合と就業した場合の社会保障等に与える影響について

平成23年度全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）資料より

〇推計の目的

生活保護を受給し続けた場合と働く意欲のあるものが就労を通じて社会に速やかに復帰できた場合の社会保障等に与える盈虚を大胆な仮定をおいえた上で推計し、両者の差を見ることによって格差・貧困施策の持つ財政等に与える影響を数量的に把握することを目的とする。

〇影響効果の考え方について

（正規雇用される25歳単身のケース：図中の金額は「男性の場合」～「女性の場合」として表示）

①就労に伴う税・社会保険料額　10,617～7.804万円

－

②社会保障給付（医療介護、年金等）　4,088～5.180万円

＋

③生活保護
8,765～10,076万円

＝

1億5,294万円
～
1億2,701万円

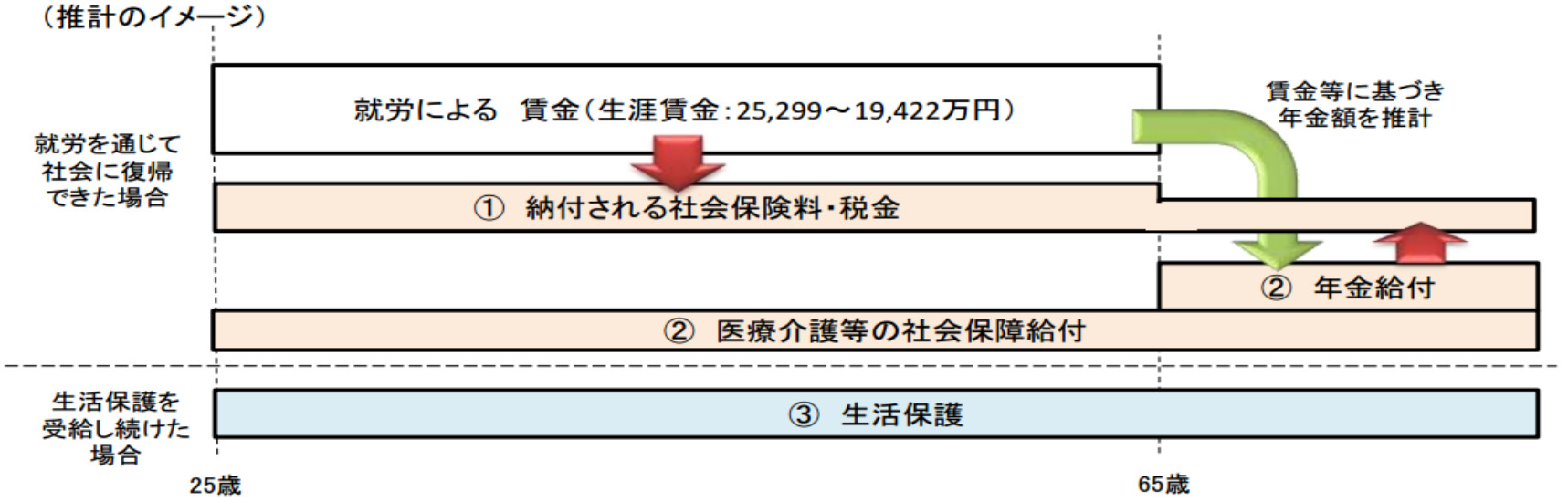

生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者対策の全体像

生活保護制度の見直し及び生活困窮者対策に総合的に取り組むとともに、生活保護基準の見直しを行う。

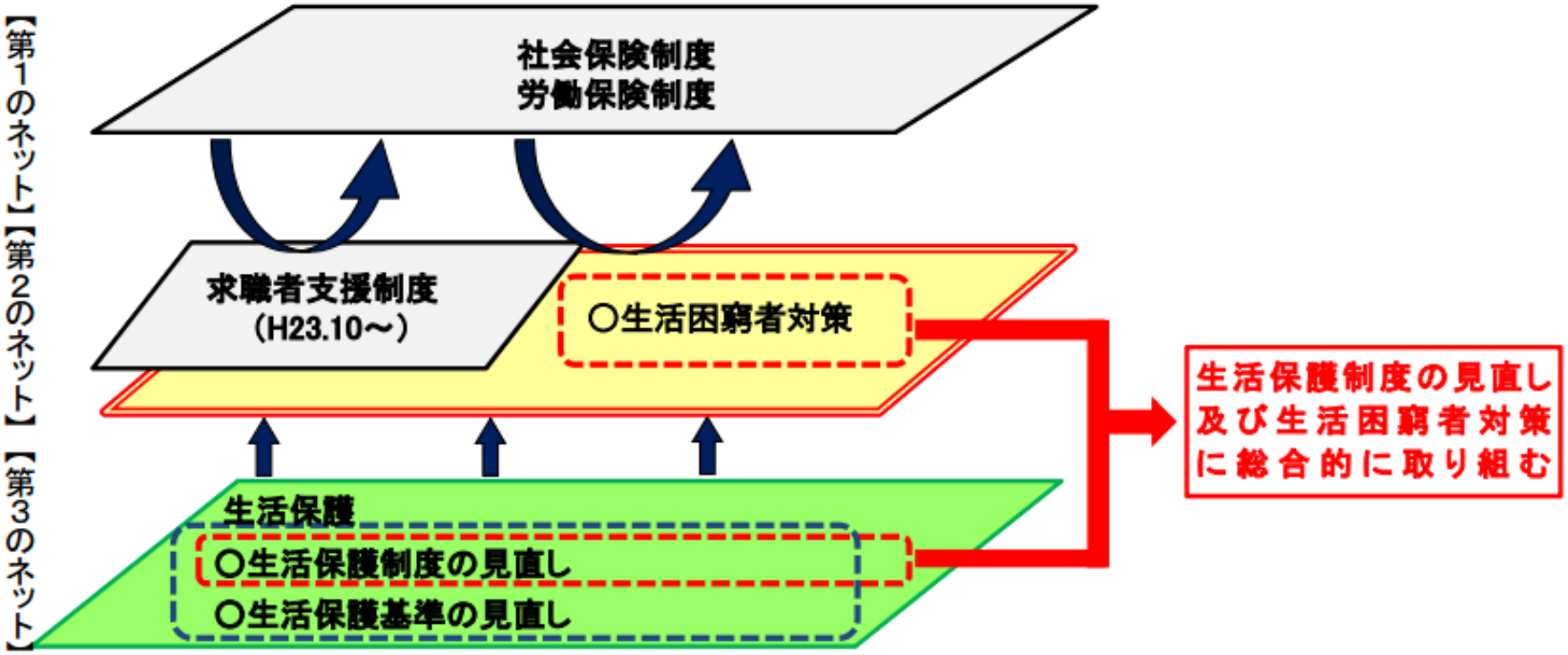

【社会保障制度改革推進法】（平成24年法律第64号） 抜粋

（生活保護制度の見直し）
附則第二条　政府は、生活保護制度に関し、次に掲げる措置その他必要な見直しを行うものとする。
一　不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他の必要な見直しを早急に行うこと。
二　生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組み、保護を受けている世帯に属する子どもが成人になった後に再び保護を受けることを余儀なくされることを防止するための支援の拡充を図るとともに、就労が困難でない者に関し、就労が困難な者とは別途の支援策の構築、正当な理由なく就労しない場合に厳格に対処する措置等を検討すること。

生活困窮者自立支援法
概要

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）について

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

法律の概要

1．自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

○ 福祉事務所設置自治体は、「自立相談支援事業」（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。

※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能（他の事業も同様）。

○ 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」（有期）を支給する。

2．就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）

○ 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。

- 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「就労準備支援事業」
- 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「一時生活支援事業」
- 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「家計相談支援事業」
- 生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

3．都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

○ 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき一定の基準に該当する事業であることを認定する。

4．費用

○ 自立相談支援事業、住居確保給付金：国庫負担3／4
○ 就労準備支援事業、一時生活支援事業：国庫補助2／3
○ 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：国庫補助1／2

施行期日 平成27年4月1日

生活困窮者自立支援制度の理念

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

１．制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

２．制度のめざす目標

（１）生活困窮者の自立と尊厳の確保

・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

（２）生活困窮者支援を通じた地域づくり

・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。（既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。）
・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

３．新しい生活困窮者支援のかたち

（１）包括的な支援…生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。
（２）個別的な支援…生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。
（３）早期的な支援…真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。
（４）継続的な支援…自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。
（５）分権的・創造的な支援…主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

法の対象となる生活困窮者とは

○ 法の対象者は、生活保護受給者以外の生活困窮者です。
○ 失業者、多重債務者、ホームレス、ニート、引きこもり、高校中退者、障害が疑われる者、矯正施設出所者・・・さまざまな人たちが考えられ、こうした複合的な課題を抱え、これまで「制度の狭間」に置かれてきた人たちへの対応が重要です。
※ 住居確保給付金や就労準備支援事業等には所得や資産の要件が設けられます。一方、自立相談支援事業では、相談に来られた方を広く受け止めることが重要です。

ニーズはどの地域にも存在します～秋田県藤里町の取組

○ 秋田県の最北端に位置する藤里町は人口3，684人（平成26年5月末現在）。

○ 小規模な自治体ですが、平成20年から町社会福祉協議会が徹底した個別訪問調査を行った結果、18歳以上55歳未満の不就労の引きこもり113人を確認。
（これは、当時の同年代の人口1，293人のうち、約8．7%に相当）

○ 小さな自治体でも、このように地域に参加できないでいる人たちが大勢います。こうした人たちはどこの地域にも存在すると考えられ、全員が参加し生活を続けられる地域を維持していくためにも、この新制度を活用することができると思います。

○ なお、藤里町では、調査結果を受け、就労支援等のための施設を開設するとともに、引きこもりの人を一般就労に結びつける取組を推進し、効果を上げています（既に60人以上が引きこもりから脱し、35人以上が一般就労を果たしている）

「生活困窮者自立支援法の円滑な施行に向けて（平成26年6月厚生労働省社会・援護局）」資料引用

新たな生活困窮者自立支援制度

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

・訪問支援（アウトリーチ）も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援

・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能

・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画を作成

・地域ネットワークの強化など地域づくりも担う

基本は現金給付ではなく自立に向けた人的支援を、有期により提供

※　右記は、法に規定する支援（◆）を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援があることに留意

本人の状況に応じた支援（※）

居住確保支援

再就職のために居住の確保が必要な者

◆「住居確保給付金」の支給
・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付

就労支援

就労に一定期間を要する者

◆就労準備支援事業
・就労に向けた日常・社会的自立のための訓練

なお一般就労が困難な者

◆「中間的就労」の推進
・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成

早期就労が見込まれる者

◇ハローワークとの一体的支援
・自治体とハローワークによる一体的な就労支援体制の全国整備等により早期支援を推進

緊急的な支援

緊急に衣食住の確保が必要な者

◆一時生活支援事業
・住居喪失者に対し支援方針決定までの間衣食住を提供

家計再建支援

家計から生活再建を考える者

◆家計相談支援事業
・家計再建に向けたきめ細かな相談・支援
・家計再建資金貸付のあっせん

子ども・若者支援

貧困の連鎖の防止

◆学習等支援
・生活困窮家庭のこどもに対する学習支援や保護者への進学助言を実施

自立相談支援事業（必須）と任意事業の詳細

必須事業

・相談支援体制整備

・住居確保給付金支給

自立相談支援事業の体制

○自立相談支援事業については、以下の３職種を配置することを基本とすることを考えている。

職　種	主 な 役 割
主任相談支援員	○相談業務全般のマネジメント、他の支援員の指導・育成 ○困難ケースへの対応など高度な相談支援 ○社会資源の開拓・連携
相談支援員	○生活困窮者への相談支援 ・アセスメント、プラン作成 ・社会資源の活用を含む包括的な支援の実施 ・相談記録の管理や訪問支援などのアウトリーチ
就労支援員	○生活困窮者への就労支援 ・ハローワークや協力企業などとの連携 ・能力開発、職業訓練、就職支援、無料職業紹介、求人開拓など

※自治体の規模等によっては、相談支援員が就労支援員を兼務することなども考えられ、配置のあり方について、今後更に検討。

自立相談支援事業について

新事業の概要

○ 福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施。

※ 委託の場合は、自治体は受託機関と連携して制度を運営。行政は支援調整会議に参画し、支援決定を行うほか、社会資源の開発を担う。

○ 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、

① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析（アセスメント）し、そのニーズを把握

② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定

③ 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施

等の業務を行う。

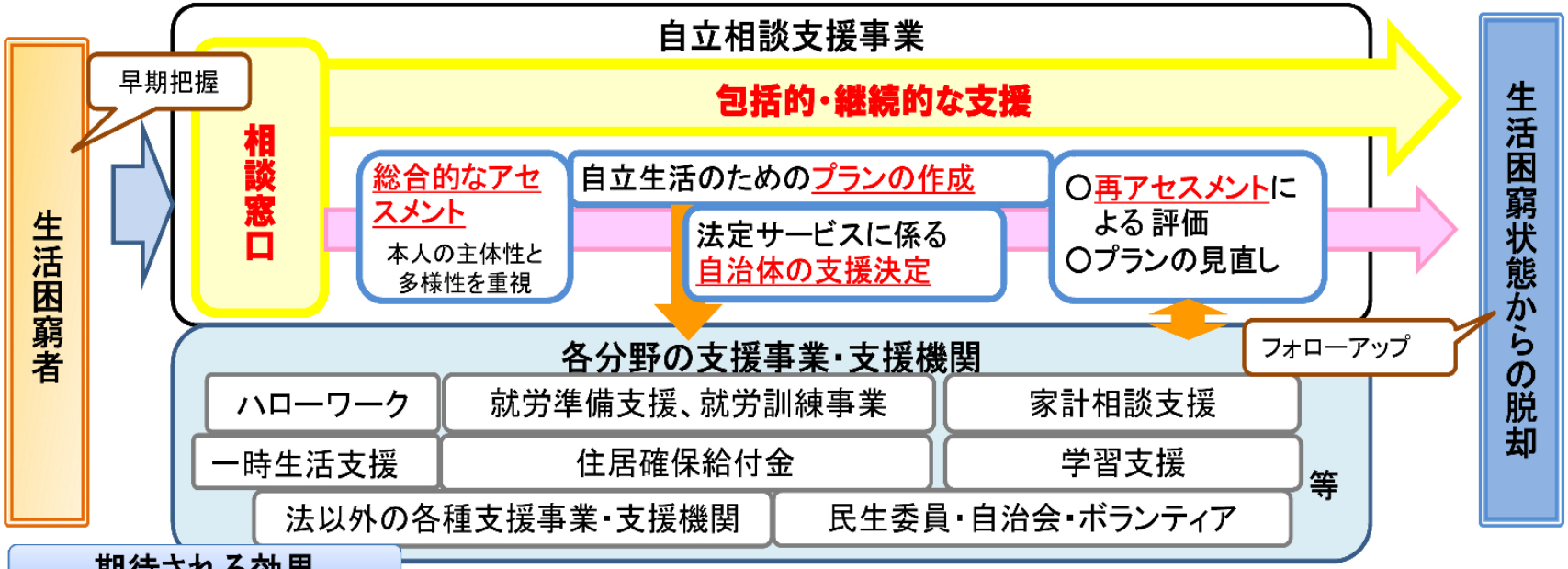

期待される効果

○ 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。

○ 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

自立相談支援機関の業務と支援プロセス

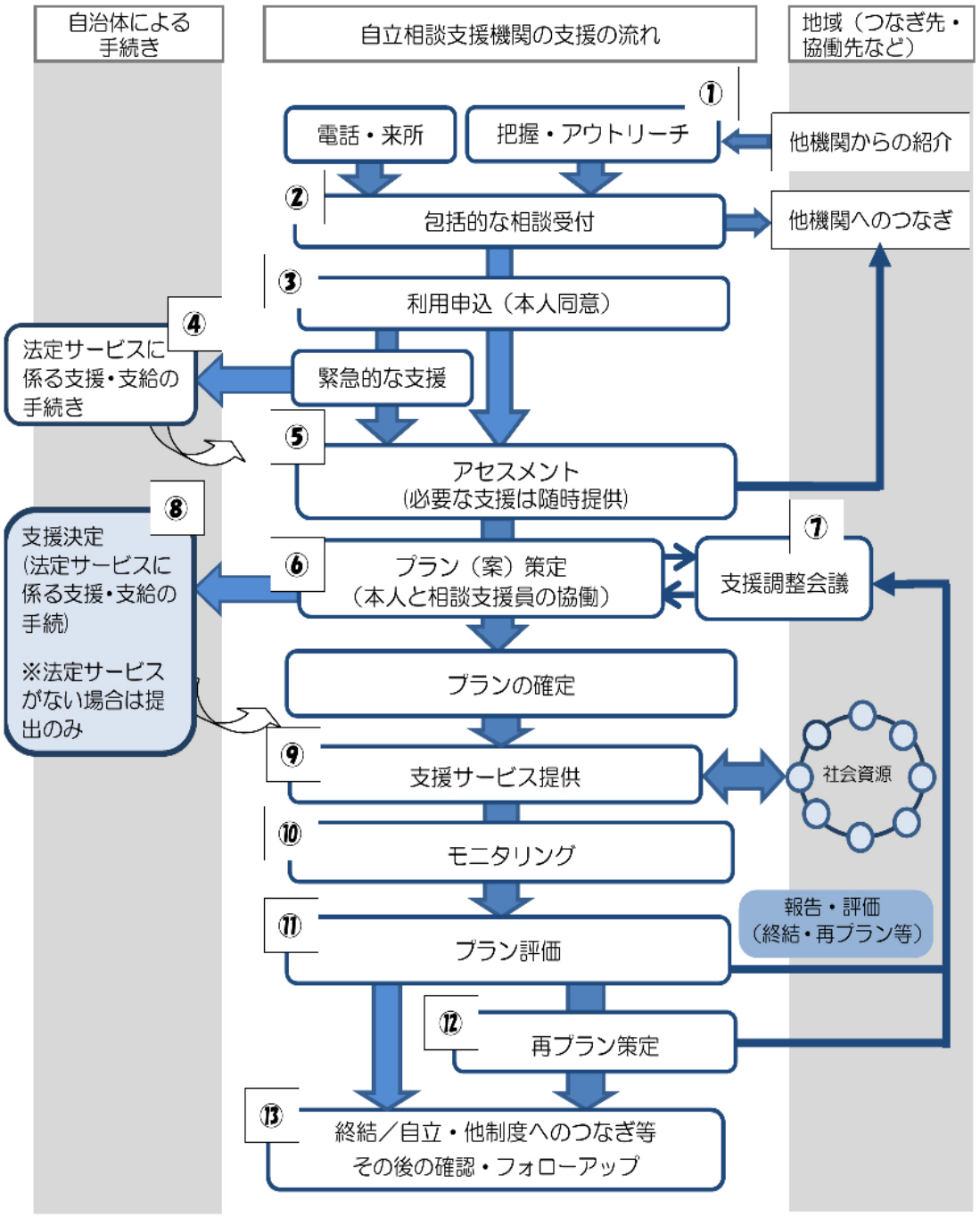

生活困窮者支援を通じた地域づくり

○　生活困窮者支援を進めるうえでは、
　・生活困窮者を早期に把握する地域ネットワークづくり
　・包括的な支援体制づくり
　・自立した生活を継続するための働く場や居場所の整備　　が必要
○　他分野も含め、地域資源を把握し活用する。更に不足する場合には創出する。
○　また、生活困窮者が排除されることのない地域社会をつくっていく。

◆紹介機関等との連携を通じた地域づくり

◆既存の社会資源の把握と活用

・就労先の開拓や
　就労訓練事業の確保
・地域課題を解決する
　取組と中間的就労の
　創出を組み合わせる
　例も

◆社会資源の創出

◆住民への理解促進

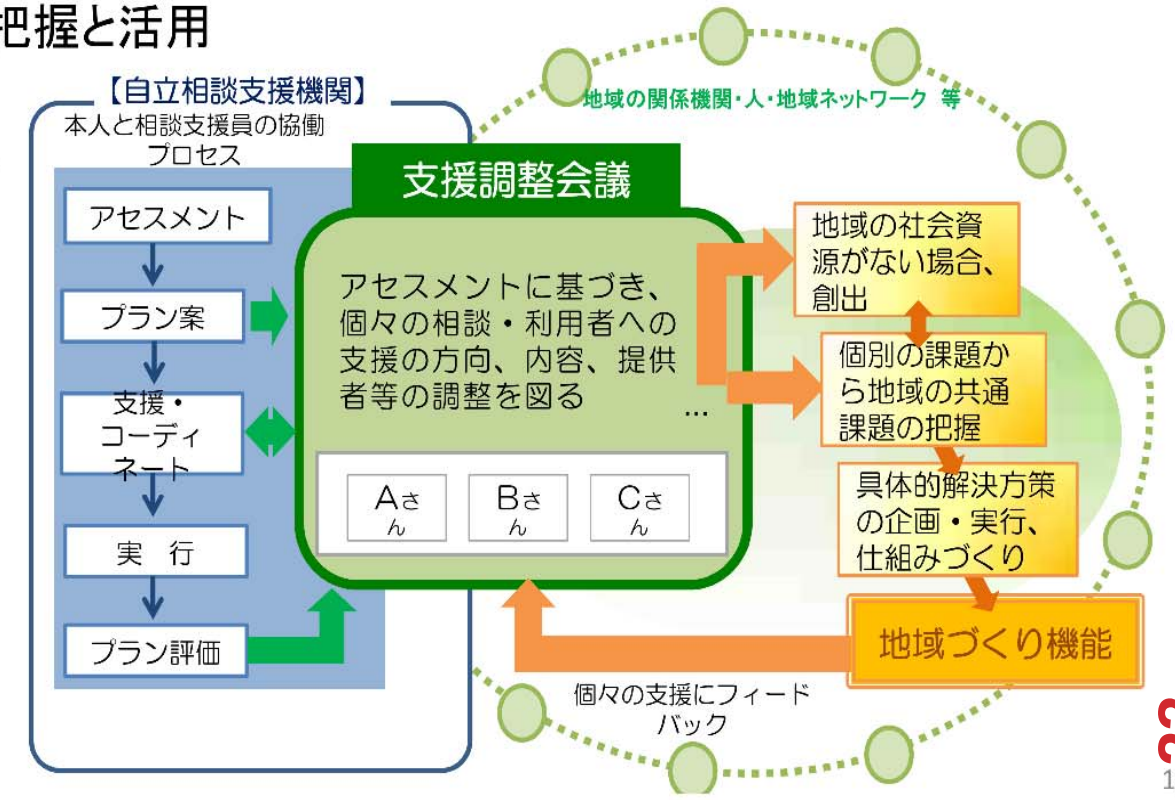

住居確保給付金について

新事業の概要

○ 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって、所得等が一定水準以下の者に対して、有期で住居確保給付金を支給。

※ 現行、緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）事業として平成21年10月から行われている住宅支援給付事業（平成25年度末までの時限措置）の制度化を図る。

（参考）現行の住宅支援給付制度の概要及び実績

➢ **支給対象者**
離職後２年以内かつ６５歳未満の者であって、①現在住居がない又は②住居を失うおそれのある者

➢ **支給要件（東京23区の場合）**
①収入要件：（単身）月収約13.8万円未満、（２人世帯）17.2万円以下
②資産要件：（単身）預貯金50万円以下、（複数世帯）100万円以下
③就職活動要件：ハローワークでの月２回以上の職業相談、自治体での月４回以上の面接支援等

➢ **支給上限額（東京23区の場合）**
単身：53,700円　　複数世帯：69,800円

➢ **支給期間**
原則３か月間（就職活動を誠実に行っている場合は３か月延長可能（最長９か月まで））

◆ **支給決定件数**：136,631件（平成21年10月～平成25年３月実績）

◆ **常用就職（※）率**：58.5%（平成24年度実績）
(※)期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められた雇用契約による就職者

期待される効果

○ **有期の代理納付という仕組みの中で生活保護に至らないためのセーフティネットとして、効果を発揮。**
○ **自立相談支援事業や就労準備支援事業との組み合わせにより更なる効果を目指す。**

任意事業 ①
就労にむけた支援

就労に向けた支援の充実・強化

◎　生活困窮者の就労に向けた支援を充実･強化するため、就労準備支援事業の創設、就労訓練事業の場の提供の推進等により、本人のステージに応じたきめ細かな支援策を実施する。

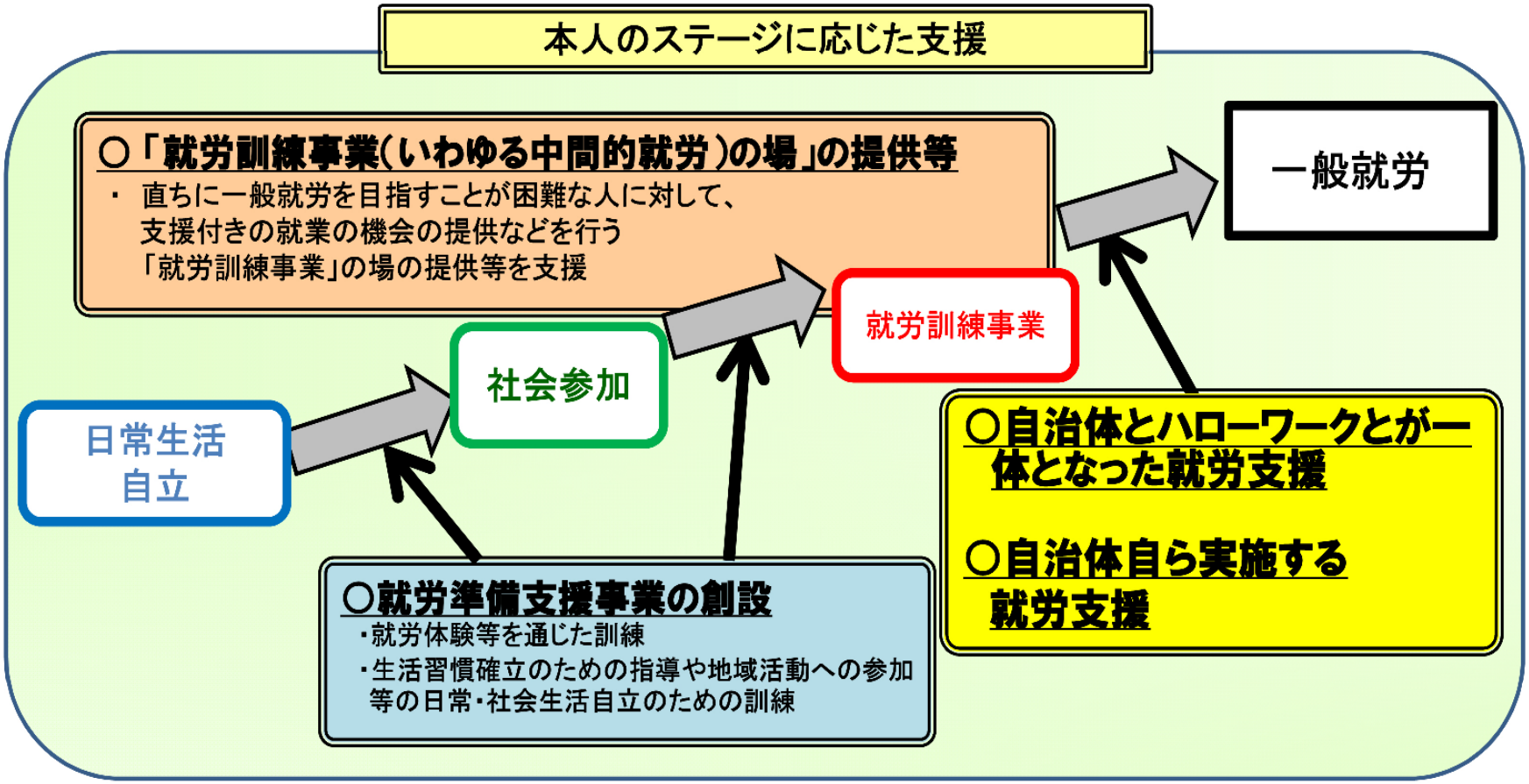

就労準備支援事業について

新事業の概要

○ 一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する事業（就労準備支援事業）を創設。

○ 福祉事務所設置自治体の事業（社会福祉法人等へ委託可）。6ヶ月～1年程度の有期の支援を想定。

○ 生活習慣形成のための指導・訓練（生活自立段階）、就労の前段階として必要な社会的能力の習得（社会自立段階）、事業所での就労体験の場の提供や、一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の取得等の支援（就労自立段階）の３段階。事業の形式は、通所によるものや合宿によるもの等を想定。

支援のイメージ（現行の取組例）【横浜市】

横浜市における就労意欲喚起事業（就労準備のための訓練）

- 中区保護課で、平成23年10月から新たな就労支援プログラムを開始。
- 平成24年9月現在、56人が受講し、うち48人が修了、29人が就職。

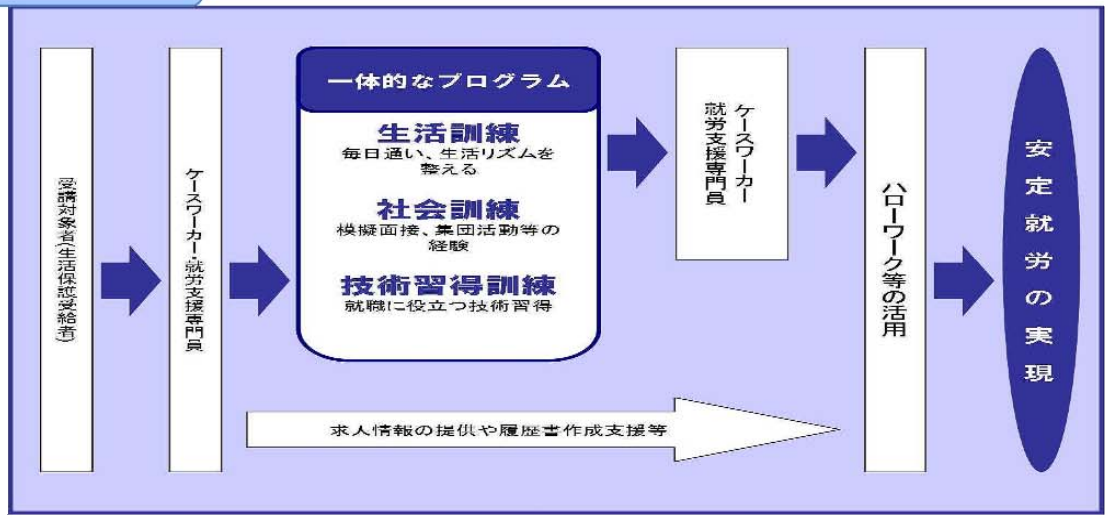

期待される効果

○ 生活習慣の形成等、個人の状況に応じた支援を行うことで、一般就労に就くための基礎的な能力の習得が可能となる。

就労訓練事業（いわゆる中間的就労）の推進について

新事業の概要

○ 社会福祉法人、ＮＰＯ法人、営利企業等の自主事業として実施。軽易な作業等の機会（清掃、リサイクル、農作業等）の提供と併せ、個々人の就労支援プログラムに基づき、就労支援担当者による一般就労に向けた支援を実施。
○ 対象者としては、就労準備のための支援を受けても一般雇用への移行ができない者等を想定。
○ 事業実施に際し、都道府県等が事業を認定する仕組みとする。
○ 立上げ時の初期経費の助成、税制優遇等を検討。

支援のイメージ

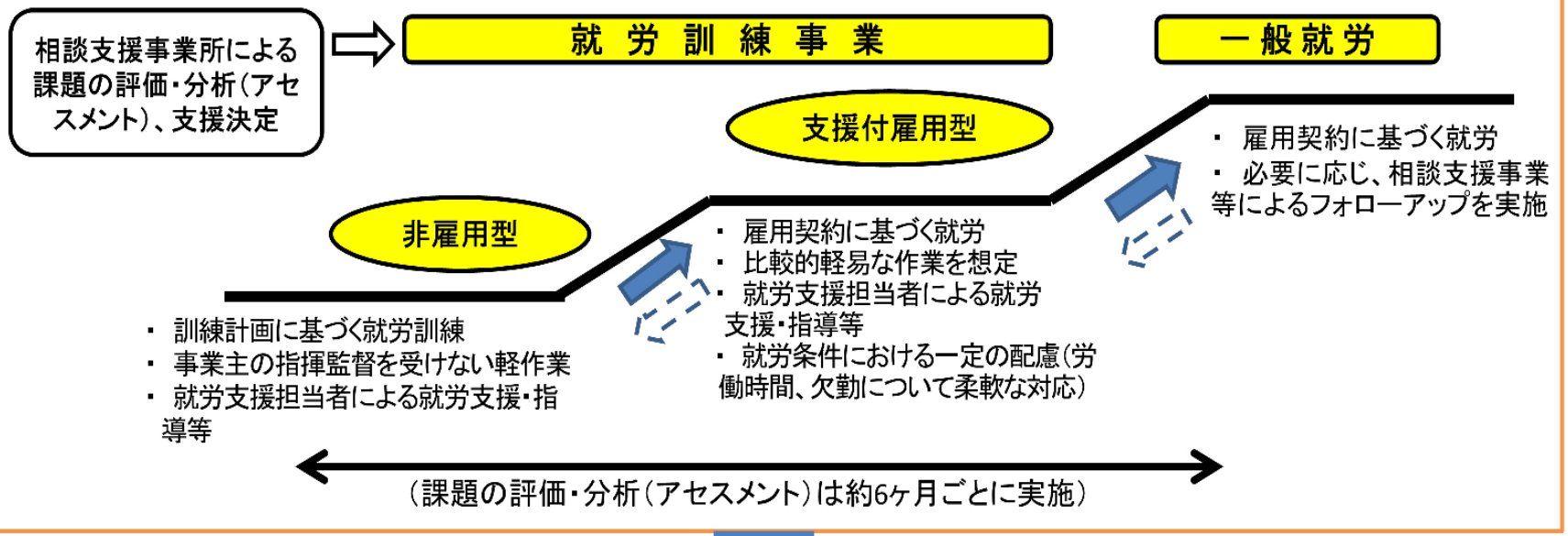

期待される効果

○ **個人の状況に応じた支援を行うことで、一般就労や求職活動を行うための動機付け・準備が可能となる。**

任意事業 ②
一時的な住まいの確保・支援

一時生活支援事業について

新事業の概要

○ 福祉事務所設置自治体は、住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、省令で定める期間内に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施。

(参考)ホームレス緊急一時宿泊事業(シェルター事業)の概要

(※緊急雇用創出事業臨時特例基金[住まい対策拡充等支援事業分]による平成25年度までの事業)

➢ 目　的

ホームレス等に対し、緊急一時的な宿泊場所を提供し健康状態の悪化を防止すること等によりその自立を支援する。

➢ 支援の内容

① 日常生活・健康面での支援
- 緊急一時的な宿泊場所を提供し健康状態の悪化を防止する。
- 保健所等との連携の下で健康診断等を必要に応じて実施。

② 就労に向けた支援
- 就労に関する情報の提供を行うとともに、就労意欲のある利用者に対して、緊急一時的な本事業から、更に、個々人の状況に応じたきめ細やかな就労自立に向けた支援を行う「ホームレス自立支援センター」の利用を促す。

③ その他
- 福祉サービスの提供が必要な利用者に対して、福祉事務所等における支援が受けられるよう助言・指導を行う。

➢ 利用料

無　料

➢ 利用期間

原則３か月以内

◆ 実施自治体数（H24.3月現在）

都道府県又は市町村が設置し、設置形態として、施設を設置する形態(施設型)と、旅館やアパートを借上げて設置する形態(借上型) がある。

○ 施設型‥‥全国で2自治体5施設(定員1，514人)　○ 借上型‥‥全国で41自治体63施設(定員652人)

期待される効果

○ 自立相談支援事業と緊密に連携し、又は一体的に運用することにより、入居中に、課題の評価・分析（アセスメント）を実施し、就労支援につなげるなど、現行以上の効果的な支援を行う。

任意事業 ③
家計の再建に向けた支援

家計相談支援事業について

新事業の概要

○ 福祉事務所を設置する都道府県又は市町村は、家計相談支援事業を任意で実施。家計相談支援事業は、
① 家計収支等に関する課題の評価・分析（アセスメント）と相談者の状況に応じた支援計画の作成
② 生活困窮者の家計の再建に向けたきめの細かい相談支援（公的制度の利用支援、家計表の作成等）
③ 法テラス等の関係機関へのつなぎ
④ 必要に応じて貸付のあっせん等を行う。

○ 福祉事務所設置自治体が直接実施するほか、地域の社会資源の状況に応じて社会福祉協議会や消費生活協同組合等の貸付機関等に委託が可能。

○ 具体的な支援を担う「家計相談支援員」を養成し、相談支援の質を確保。

支援のイメージ（現行の取組例）

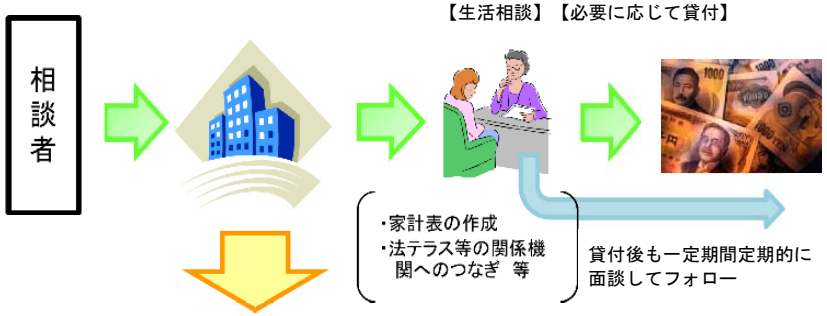

	グリーンコープ生協ふくおか		5生協合計	
	23年度	開業累計	23年度	開業累計
電話件数	2,054	11,296	3,406	15,626
面談件数	1,229	6,561	2,140	9,082
貸付希望件数	900	3,788	1,607	5,710
貸付件数	265	903	514	1,401
貸付金額（万円）	14,500	58,182	29,176	87,023
貸付残高（万円）	23,713	-	42,157	-
貸付平均額（万円）	54.7	64.4	56.8	62.1

平成23年度末までに貸倒処理となったケースは15人
（約560万円、対貸付残高比：0.97%）。

※ 生活再生貸付事業は、グリーンコープ生協ふくおか、グリーンコープ生協くまもと、グリーンコープ生協おおいた、グリーンコープやまぐち生協、グリーンコープ生協 長崎で実施。

期待される効果

○ 家計収支の改善、家計管理能力の向上等により、自立した生活の定着を支援。

任意事業 ④
子どもの学習支援（貧困の連鎖の防止）

子どもの学習支援等について

新事業の概要

○ 統合補助金事業により、地域の実情に応じた柔軟な事業運営を行う。
○ 例えば、生活困窮者の自立促進のための生活困窮家庭での養育相談や学び直しの機会の提供、学習支援といった「貧困の連鎖」の防止の取組や中間的就労事業の立ち上げ支援など育成支援等を行う。

支援のイメージ（現行の学習支援に関する取組例）

生活保護世帯等の子ども及びその保護者に対しては、日常的な生活習慣の獲得、子どもの進学、高校進学者の中退防止等に関する支援を総合的に行う事業が全国９４自治体で実施（平成24年度）

埼玉県生活保護受給者チャレンジ支援事業

【対象】埼玉県内（政令市以外）の生活保護受給世帯の中学生全員及びその保護者等
【運営】一般社団法人に委託して学習支援等を実施。教員ＯＢなどの教育支援員が、定期的な家庭訪問を行い、子ども及び親に対して進学の助言等を行う。
県内１７カ所で週１～３回の学習支援室を開催し、学生ボランティアによるマンツーマンの学習支援も実施。
【実績】平成２４年度は中学３年生の対象者７８２人のうち３３１人が参加。うち３２１人（９７％）が高校へ進学。

高知市高知チャレンジ塾における学習支援

【対象】福祉部局と教育委員会が連携し、生活保護受給世帯の中学生を対象とした学習支援を実施。
【運営】市が雇用した就学促進員（教員免許資格者）が定期的に家庭訪問し、保護者へ事業参加への働きかけ等を行う。
民間団体に委託して、教員ＯＢ・大学生などの学習支援員が週２回程度、市内５カ所で学習支援を実施。
【実績】平成２４年度は生活保護受給世帯の生徒１０６人が参加。中学３年生４３人のうち４１人が高校へ進学。

期待される効果

○ 地域の創意工夫により、実情に応じた生活困窮者支援が可能となる。
○ 例えば、学習支援など効果的な事業に安定的に取り組むことができるようになる。

実施体制の整備に向けたポイント

庁内体制の構築

○ 体制整備はまずは庁内から。包括的な支援を行うため、**全庁的な体制を構築**することが必要です。担当部局の整備と併せ、**自治体トップの皆様のリーダーシップを是非お願いします**。

関係機関との連携体制の確保

○ 庁内体制の次は外部機関との連携体制の構築です。**さまざまな関係機関との連携**のほか、自治会や商店街といった**インフォーマルな部門との協働**も大切になります。

○ **自立相談支援機関、福祉事務所、ハローワーク**の3者で連携体制を構築し、更に関係機関との連携体制を一つひとつ充実させていきます。

滋賀県野洲市の庁内体制づくり

○ 滋賀県野洲市では、関係課が連携して問題を解決するため、**34の課・センター**からなる「野洲市市民相談総合推進委員会」を設置しています。

○ 市民生活相談課に相談機能を集約し、各課の情報共有を図ることで、市民にとっては、**ワンストップ**で、困りごとの解決が図られることになります。

○ 本当に困っている相談者は自ら相談に来ることができません。そこで、住民税や国民健康保険税（料）、給食費などの滞納情報を糸口とし、多重債務等の困窮状態を発見して、市民生活相談課につなぎます。市民生活相談課は複雑に絡まった課題を整理し、さまざまな支援サービスを関係機関と一緒に提供することで生活再建が進み、公租公課の充当にもつながります。

「生活困窮者自立支援法の円滑な施行に向けて（平成26年6月厚生労働省社会・援護局）」資料引用

生活困窮者支援を通じた地域づくり

新制度は、生活困窮者個人を救済することに加え、「地域で支えられていた人」が「支える人」に回るための仕組みとして、各自治体の創意工夫により活用できます。

中間的就労の場としての漁網づくり（北海道釧路市の取組）

○　釧路市・厚岸町の基幹産業である漁業を下支えする漁網業界の現場では、高齢化に伴う担い手不足により業界の存在が危惧されています。

○　整網作業は、機械化するのが困難であり、手作業に頼るしかなく、大変手間のかかる作業です。

○　そこで、釧路市では、生活困窮者の中間的就労の場として、整網作業に取り組みました。生活困窮者支援と同時に地域課題の解決を図る取組です。

⇒　地域によっては、農業の担い手不足や荒れた山林の保全といった地域課題の解決に、更には高齢者の見守りや買い物支援など増大する要介護ニーズへの対応として、生活困窮者の力を活用することも考えられます。

○　これらは、福祉分野だけの取組ではうまくいきません。農林水産業と福祉の連携、高齢者支援と生活困窮者支援の政策統合など、これからの自治体は「総合力」が問われる時代であると考えます。新制度は、そのための一つの試金石にもなり得ます。**是非とも全庁的な取組への配慮**をお願い申し上げます。

「生活困窮者自立支援法の円滑な施行に向けて（平成26年6月厚生労働省社会・援護局）」資料引用